



キミと一緒に、育ってきたい。
Komaki

こ ま き し
小牧市

た ぶ ん か き ょ う せ い
多文化共生

す い し ん ぶ ら ん
推進プラン

だ い じ ぶ ら ん
第2次プラン



はじめに

小牧市は、1990年代より外国人人口の増加が顕著となり、現在では全国でも有数の外国人集住都市となっています。これに伴い表面化した課題に対応し、「多文化共生のまち」をめざすため、2011年3月に「小牧市多文化共生推進プラン」を策定し、実際に生活している地域の目線に立った取り組みを進めてきました。このプランは、「誰でもできる基本的な実践」にこだわり、「できることから始める」ことで、住民同士が知り合い・交流する『きっかけ』を持ち、共生の一步となることを願い、策定いたしました。

プランの策定後、外国人の国籍別構成が変化し、以前と比べて多国籍化や定住化、混在化が進みました。そのため、外国人市民とのコミュニケーションに必要とされる取り組みが、変化してきています。さらに、今後も外国人人口が増加し、その対応が必要になることが見込まれています。

このような状況を受け、今後も引き続き「多文化共生のまち」をめざしていくため、「小牧市多文化共生推進プラン」の基本的な考え方等を継承しながら、多言語ややさしい日本語などによる情報発信の強化や、外国人市民の子どもの学習支援など子どもに関わる取り組みの充実をはじめとする、多くの新たな取り組みを加え、「小牧市多文化共生推進プラン【第2次プラン】」を策定いたしました。第2次プランでは、引き続き「誰でもできる基本的な実践」にこだわりながら、市民と企業と行政が一体となり、「できることを広げていく」取り組みを掲げています。これらの取り組みを通して、市民一人ひとりの交流の輪を広げ、多文化共生のまちづくりが進んでいくことを願っています。

どうか、みなさまにおかれましては、「小牧市多文化共生推進プラン【第2次プラン】」の推進にご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、「小牧市多文化共生推進プラン【第2次プラン】」の策定にあたりご協力いただきました関係者各位をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民のみなさまにお礼を申し上げ、ごあいさつといたします。

2020年7月

小牧市長 山下 史守朗

こまきしたぶんかきょうせいすいしんぷらん 小牧市多文化共生推進プランとは？

2006年3月に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」では、それぞれの市区町村で、区域内における多文化共生の推進に関する指針・計画を策定し、外国人を直接支援する主体としての取り組みを行うこととされています。

市では、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」を学びながら、基本的な考え方を明らかにし、市全体で具体的に推進していくため、「小牧市多文化共生推進プラン（以下、「プラン」と略して使います）」を策定しました。

ようご せつめい 用語の説明

ようご 用語	せつめい 説明
たぶんかきょうせい 多文化共生	こくせき みんぞく こと ひとひと たが ぶんかてき みと あ たいとう かんけい 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。
こまきしみん こまき市民	こまきしな い く らす ひと はたら ひと にちじょうせいかつ 小牧市内で暮らす人や働く人など、日常生活のなかで小牧市にかかわるすべての人とします。
がいこくじんしみん 外国人市民	いっぱんてき がいこくせき ひと あらわ 一般的に外国籍の人を表しますが、このプランでは外国にルーツをもつ日本国籍の人も含みます。 なお、外国人市民以外のこまき市民を「日本人市民」とします。
こまきちょうさ こまき調査	にほんじんしみん がいこくじんしみん たいしょう 日本人市民と外国人市民を対象に、2010年2月～3月に行った「多文化共生アンケート調査」を「第1回こまき調査」、2018年3月に行った「多文化共生に関するアンケート調査」を「第2回こまき調査」、2つの調査をまとめて言うときは、「こまき調査」とします。
SDGs (持続可能な開発目標) SDGs (持続可能な開発目標)	2015年の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

もくじ



ぷらん はいけい と く
プランの背景と取り組み 4

1. プラン策定の背景
 - 1-1. 小牧市を取り巻く環境
 - 1-2. 小牧市に暮らす外国人市民の現状
2. プラン改定に向けた取り組み
 - 2-1. 第1次プランの検証
 - 2-2. プラン改定のポイント



ぷらん ぐたいてき ないよう
プランの具体的な内容 17

1. プランに込めた基本的な考え方
2. 市民一人ひとりの活動を広げていこう
3. プランの体系図
4. こまき市民一人ひとりが行動します



ぷらん すいしん たいせい
プランの推進とその体制 36

1. 実施主体の役割
2. 位置づけ
3. 計画期間
4. 推進体制と評価体制（進み具合の測りかた）
 - 4-1. 推進体制
 - 4-2. 評価体制



しりょうへん
資料編 42

1. 小牧市多文化共生協議会
2. 多文化共生推進委員会



だい しょう
第1章

ぷらん はいけい と く
プランの背景と取り組み

1. プラン策定の背景

1-1. 小牧市を取り巻く環境

外国人市民の増加に伴い、市では2006年4月、庁内の関係課が連携しながら多文化共生をめざしたまちづくりを進めるため、多文化共生推進委員会を設置しました。そして翌年の2007年度には、外国人市民から市政に対するご意見をいただく場として、外国人市民19名で構成される外国人市民懇談会を設置しました。

同時期に、2006年3月に総務省からは「地域における多文化共生推進プラン」が発表されるとともに、2010年8月に内閣府からは「日系定住外国人施策に関する基本方針」が発表され、外国人の人権尊重の側面からも、それぞれの市区町村で多文化共生の推進に関する指針・計画を策定し、外国人を直接支援する取り組みを行うことが進められました。

このため、小牧市では、2011年3月に小牧市多文化共生推進プラン（以下、「第1次プラン」といいます。）を策定し、「みんな『こまき市民』、助けあって笑顔で暮らせるまち」をスローガンに、「地域社会への参加促進」と「個人の尊厳と基本的人権の尊重」をもとに5つの基本目標を立て、その実現に取り組んできました。

第1次プランの計画期間は当初、2011年度から2015年度までの5年間でしたが、計画終了となる2015年度時点での達成率が全体で51.6%と低い値にとどまっていました。また、当時の小牧市多文化共生協議会（2016年3月31日解散）から、引き続き第1次プランの基本的な考え方や基本目標を今後の小牧市の多文化共生施策の指針として継承してほしいとの意見書が提出されました。このため、第1次プランの計画期間を延長し、引き続き達成率の向上を自指してきました。

しかし、リーマンショック以降、減少を続けていた外国人人口が増加に転じ、また国籍別構成でも、第1次プラン策定時点では50%近く存在したブラジル国籍の外国人の割合が減少し、代わってベトナム国籍やフィリピン国籍の外国人の割合が増加するなど、小牧市における外国人の構成が変化しつつあります。また、愛知県では、2018年3月に「あいち多文化共生推進プラン2022」を策定し、「多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくり」を基本目標に、ライフサイクルに応じた継続的な支援などを進めています。さらには、2018年12月に閣議決定された「外国人材の受入れ・

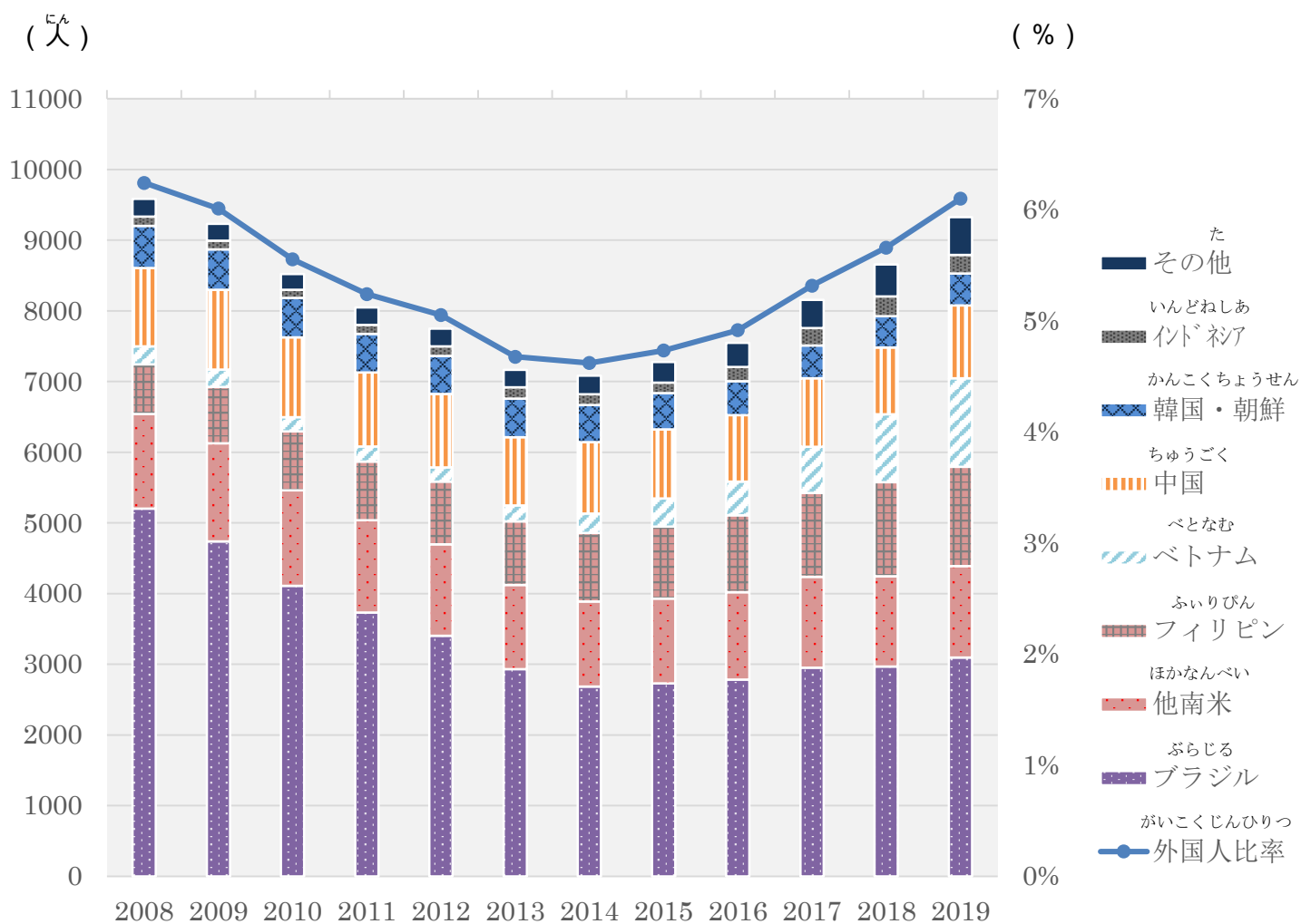
共生のための総合的対応策」に、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進することが掲げられており、今後も外国人人口が増加し、その対応が必要となることが見込まれています。

また、2019年6月28日に、日本語教育に関する法律が施行され、この中で、地方公共団体には、地域の状況に応じた施策の実施が、事業主には施策への協力と雇用する外国人等に対する日本語学習の機会の提供等が求められており、さらには、これらを始め、日本語教育を行う機関や外国人等の生活支援を行う団体等と連携していくことが必要となっています。

こうした背景から、今後も引き続き「多文化共生のまち」をめざしていくためには、第1次プランの基本的な考え方等を継承しながら、第1次プランを評価・検証し、より実効性のあるプランとすることや、第1次プラン策定後に生じた新たな課題への対応などが必要であることから、「小牧市まちづくり推進計画」に合わせ、第1次プランを改定し、第2次プランを策定することとしました。

1-2. 小牧市に暮らす外国人市民の現状

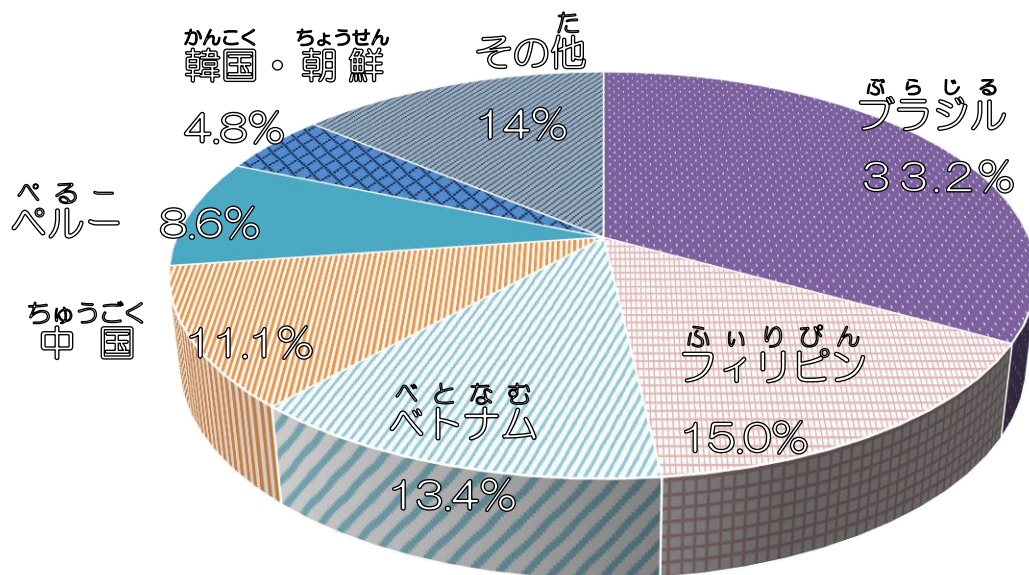
2019年4月1日現在の、小牧市の外国人住民数は、9,323人で、総人口の6.1%を占めています。第1次プランを策定する前の2008年4月には、ブラジル国籍を持つ人を中心に約9,600人の外国人登録者がいましたが、同年9月のリーマンショックをきっかけに、2014年4月には約7,100人にまで減少しました。その後は、ベトナムやフィリピン国籍を持つ人を中心に増加に転じ、リーマンショック前の水準に近づいています(*)。



グラフ① 外国人住民数と総人口に対する外国人住民数の比率の推移 (各年4月1日)

(*) 2020年1月1日現在の、小牧市の外国人住民数は、9,912人(総人口の6.5%)で、リーマンショック前の水準よりも増加しています。

2019年4月1日現在の外国人住民数を国籍別にみると、ブラジル国籍が3,094人（33.2%）で最も多く、次いでフィリピン国籍が1,402人（15.0%）、ベトナム国籍が1,252人（13.4%）、中国国籍が1,034人（11.1%）、ペルー国籍が805人（8.6%）となっています。2010年と比較するとブラジル国籍の割合が減少し、フィリピンとベトナム国籍の外国人住民数が増えたのがわかります。



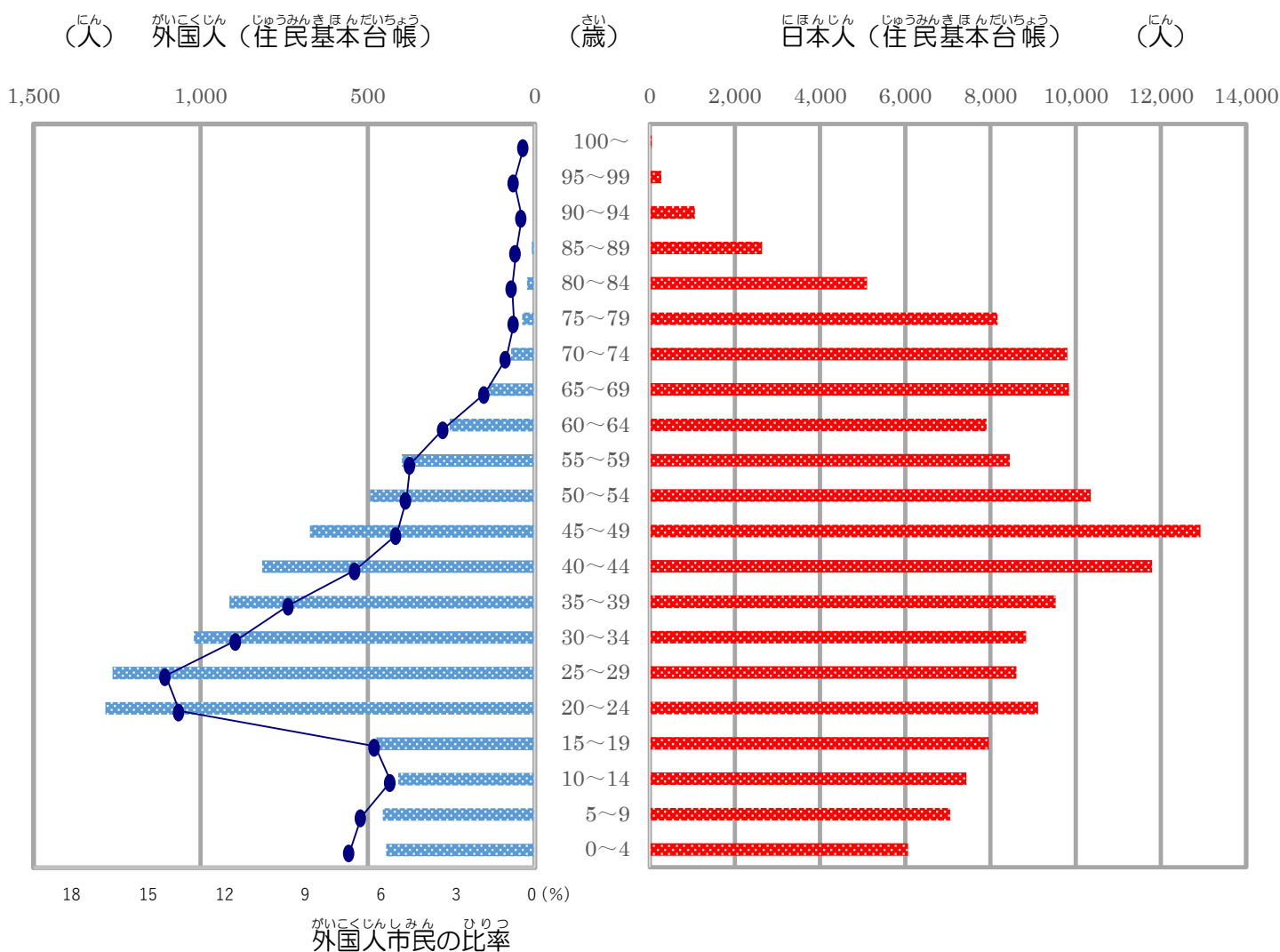
グラフ② 外国人住民数の比率（2019年4月1日現在）

外国人住民数の国籍を地域別にみると、アジア地域が17か国、中南米地域が10か国、欧州地域が14か国、北米地域が2か国、中東地域が6か国、アフリカ地域が6か国、オセアニア地域が2か国で、合計59か国です（無国籍除く）。

外国人と日本人の年齢別人口を比べると、外国人は20代の「20-24歳」「25-29歳」の人口が多くなっており、次いで「30-34歳」が多くなっています。0歳から29歳までの若い世代の人口が多くなっているのが特徴であり、全体の47.1%を占めています。

日本人は「45-49歳」の人口が最も多くなっており、全体に40歳以上の人口の比率が高くなっています。65歳以上の人口比率は全体の約3割となっています。

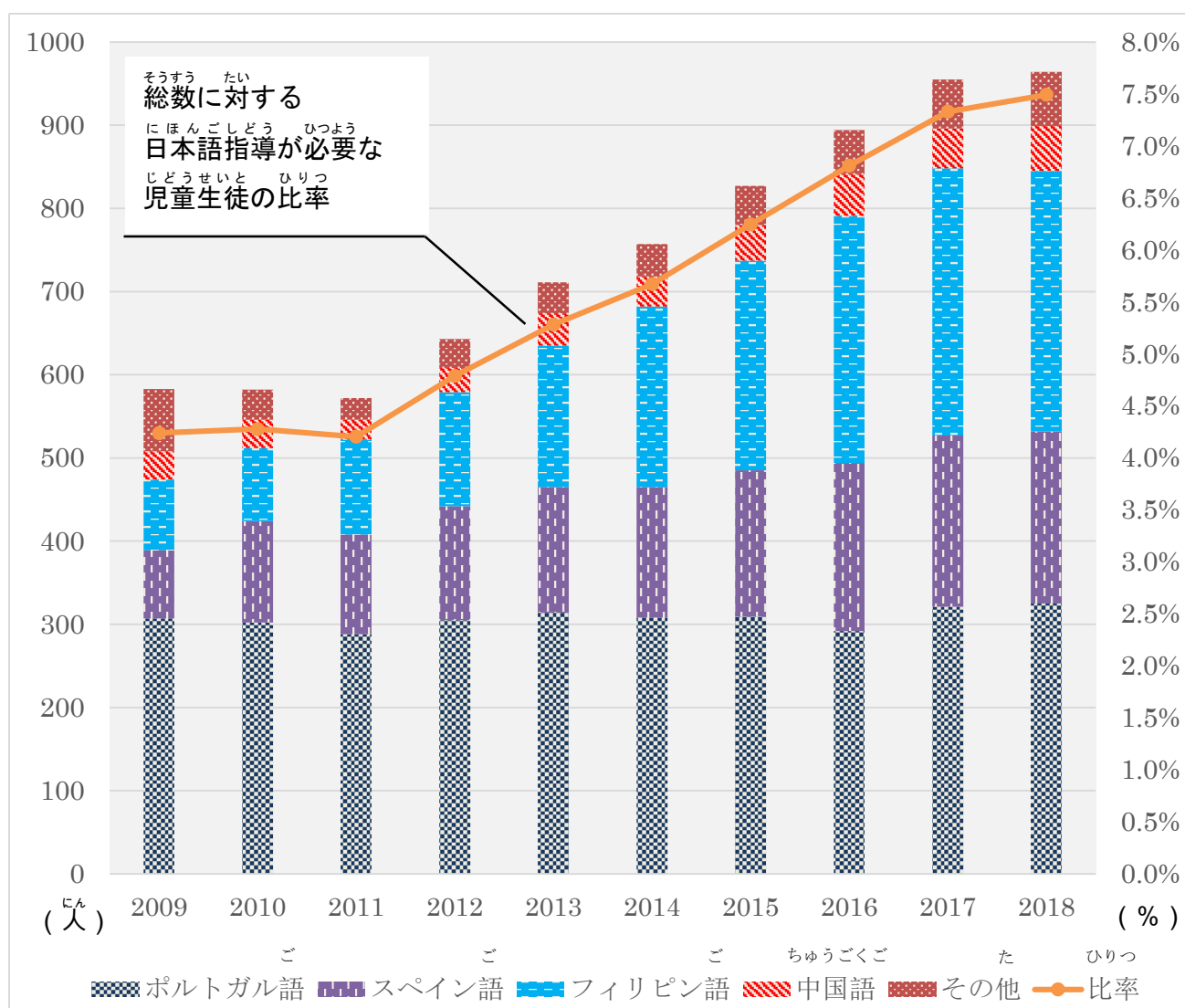
以上から外国人市民は20歳代から30歳代の働く若い世代が中心となっており、日本人の中年・高齢世代中心の比率と比較して年齢構成の違いがわかります。このため、外国人市民の比率については、特に20歳代と30歳代について、9%を超える状況であり、市の生産活動を支える年代における外国人市民の割合が特に高くなっています。



グラフ③ 外国人と日本人の年齢別人口と比率 (2019年4月1日現在)

市内の公立の小・中学校に通う児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒の比率は現在も増加しており、2011年度は児童生徒数が572人(4.2%)でしたが、2018年度は964人(7.49%)となり、7年間で約400人の増加となっています。

2018年度の日本語指導が必要な児童生徒数について母国語別にみると、ポルトガル語が325人と最も多く、次いでフィリピン語(タガログ語)も313人と多くなっています。次にスペイン語の207人、その他の65人と中国語の54人が続きます。アジア地域出身の外国人市民が増加したことにより、その子どもも市内の学校に通うようになり日本語指導の必要性が高くなっている状況にあります。



グラフ④ 公立の小・中学校に通う、日本語指導が必要な児童生徒と総児童生徒数に対する比率の推移 (各年5月1日現在)

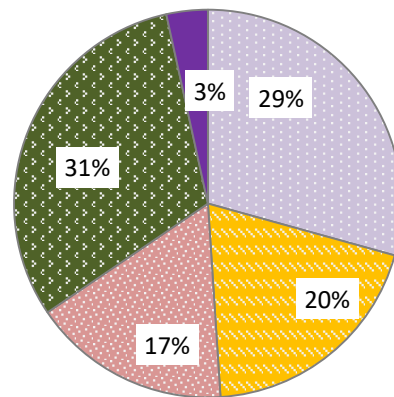
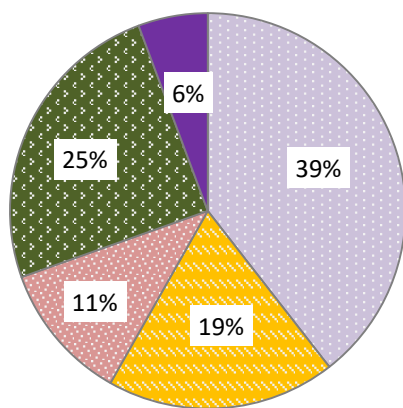
第2回こまき調査によると、第1回こまき調査と比較して差別されたと感じた外国人市民の割合が減少しており、こまき市民の外国人市民と多文化共生についての理解が進んでいる状況がわかります。

今後は相互理解のための日本人市民と外国人市民との交流を深めるとともに、差別や偏見の解消に向けた取り組みが重要になっていきます。

差別されたと感じたことはあるか
 (第2回こまき調査 外国人市民向け調査)

2010年

2018年



■ ある ■ どちらかといえばある ■ どちらかといえばない ■ ない ■ 無回答

グラフ⑤ 外国人市民の差別に関するアンケート結果の比較
 第2回こまき調査 外国人市民向け調査 問49

2. プラン改定に向けた取り組み

2-1. 第1次プランの検証

第1次プランを検証するため、各基本目標における「挑戦すること」の達成状況を確認するとともに、アンケート（第2回こまぎ調査）、ワークショップ、各種会議（多文化共生協議会、多文化共生推進委員会、多文化共生推進委員会実務担当者会議）での意見集約を行いました。

◆各基本目標（めざすこと）の達成状況（2018年度）

めざすこと	「挑戦すること」 の項目の数	達成した 項目の数	達成率
① 一人ひとりの防災対策が100点のまちにします	35	21	60.0%
② 自治会の活動への参加を増やします	29	13	44.8%
③ 正しいごみの出し方を知り、ごみの減量をめざします	24	15	62.5%
④ 子どもたちの「多文化共生」を応援します	30	19	63.3%
⑤ 国籍・民族・文化・言葉などお互いの「ちがいを学びます	37	21	56.8%
合計	155	89	57.4%

未達成の内容

第1次プラン策定時に比べ、スマートフォンの普及により紙資料の配布機会が減少し、配布物の作成・配布の意義が薄れてきたことから、プランダイジェスト版や自治会のしおりなどの外国人市民向けの配布物を配ることが未達成になりました。その他では外国人市民への自治会の行事の参加呼びかけや防災訓練への参加が未達成となり、こういった事例を把握する仕組みとなる、市民から直接意見を聴く機会がなかったり、各主体の役割が明確でなかったりしたことが理由に挙げられます。

◆ 第2回こまき調査

2018年3月に、18歳以上の市内に住んでいる日本人市民1,000人と外国人市民2,000人に対し、アンケートを行いました。（2018年9月にホームページにて結果公表済）

調査方法	日本人市民向け調査	外国人市民向け調査
調査対象者	18歳以上の市内在住 日本人市民	18歳以上の市内在住 外国人市民
抽出方法	無作為	
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収	
調査期間	2018年3月1日～2018年3月23日	
質問数	最大19（設問数19）	最大57（設問数51）
配布数	1,000	2,000
回収数	342	292
回収率	34.2%	14.6%

こまき調査の結果、主に次のようなことがわかりました。

【単純集計結果からわかったこと】

- ・ブランチの認知度は日本人市民、外国人市民ともに低い。
- ・自治会（区）を知らない外国人市民の割合が増えており、地域社会への参加促進は進んでいない。
- ・差別されたと感じる外国人市民が減っており、多文化共生に対する理解が進んでいる。
- ・民間のアパート等や持ち家、会社の寮に住んでいる外国人市民の割合が増えているとともに、自宅の近くや学校・保育園・幼稚園で、外国人市民と接する日本人市民が増えており、日本人市民と外国人市民の混在化が進んでいる。
- ・インターネットやSNS等を活用して、生活の情報を収集する外国人市民が増えている。

【クロス集計結果からわかったこと】

- ・日本語能力については、特に読み書きについて、「韓国・朝鮮」「中国」「ベトナム」国籍の人の能力が比較的高い。

◆こまき市民「多文化共生」ワークショップ



2019年7月6日に、一般社団法人小牧青年会議所との協働で、ワークショップを行い、約40人の日本人市民と外国人市民に参加していただきました。ワークショップでは、小牧市の多文化共生推進について、行政・市民・企業のそれぞれの立場から活動している方にお話しをしてもらい、その後、日本人市民と外国人市民が一緒になり、多文化共生の課題について意見を交換しました。

ワークショップでは、主に次のような意見がありました。

- ・ベトナム語など、アジアの国の言葉に対応してほしい。
- ・学校に通う子どもの保護者（親）に届くような支援をしてほしい。
- ・乳幼児、子育て期の親や、高齢の方など、様々な年代の外国人市民に対する支援をしてほしい。
- ・国籍を問わず伝わる「やさしい日本語」をもっと使ってほしい。

◆こまき市民討議会まちづくりミーティング2019

2019年10月6日に一般社団法人小牧青年会議所との協働で市民討議会を行い、29人のこまき市民に参加していただきました。討議会では多文化共生をテーマとして、ワークショップ形式での意見交換を行い、小牧市のよいところやよりよいまちづくりについて話し合いを行いました。

討議会では、主に次のような意見がありました。

＜小牧をよりよいまちにするためにやること＞

- ・日本人と外国人が一緒に行動する。地域のみんなでご飯を食べる。
- ・日本人・外国人が共に努力をする。
- ・外国人の子ども（第2世代）に積極的に地域コミュニティに参加してもらう。
- ・企業から地域コミュニティ参加を働きかける。
- ・市役所や学校で相談窓口をつくる。多文化共生センターをつくる。
- ・多文化共生を取り入れたイベントをつくる。

◆ ^{かくしゅかいぎ}各種会議 ^{いけんしゅうやく}での意見集約

第2次プラン策定にあたり、3つの会議で意見を集約しました。会議では、主に「チラシや通知、案内等を多言語化・やさしい日本語化してほしい」「通訳の雇用や自動翻訳機の活用をしてほしい」「外国人市民に対する子育て支援や日本語学習の支援をしてほしい」などの意見がありました。

会議名	目的	委員数	主な構成員
小牧市多文化共生協議会	第2次プランの策定にあたり、市民、企業及び地域の意見を聴く。	17人	学識経験者、外国人市民を雇用する企業、区長会、日本語学校、国際交流協会等
多文化共生推進委員会	市内に在住する外国人が地域において住民と共生し、健やかな生活を送るための施策を庁内各課が連携し協議する。	30人	外国人市民と関わる庁内の各課（課長級）
多文化共生推進委員会実務担当者会議	推進委員会に付議する事項に関する企画・調査検討を行う。	30人	外国人市民と関わる庁内の各課（原則として係長職以上）

2-2. プラン改定のポイント

第1次プランの基本的な考え方を継承しながら、実効性を高め、さらに新たな課題へ対応するため、第2次プランでは、次の部分を中心に変更していくことにしました。

◆ポイント① 外国人市民への情報発信を強化します！

多言語ややさしい日本語での情報提供や、ICTの活用、市のホームページの活用など、様々な方法で情報提供を行います。

◆ポイント② 子どもに関わる取り組みを充実させます！

外国人市民の子どもに対する学習支援の取り組みだけでなく、子育てに関わる取り組みを導入します。

◆ポイント③ 役割や目標をわかりやすくします！

各主体が期待される役割や、基本的な考え方などがどの程度進んだかを確認する方法を示し、このプランを推進していくことでどのような状況をめざしているのかを示します。



だい しょう
第2章

ぷらん ぐたいてき ないよう
プランの具体的な内容

1. プランに込めた基本的な考え方

みんな「こまき市民」、 助けあって笑顔で暮らせるまち

このスローガンは、こまき市民の代表者が何度も話し合いをしてつくりました。

まず私たちは、「多文化共生とは、外国人市民が家庭内で使う言葉（母語）や文化（母文化）を失って日本人になることとは違う」と考えました。そして、「外国人市民を“お客さん”にしないプランをつくりたい」と考えるようになりました。

こうした話し合いを進めるなかで、次のことをもとにプランをつくっていくこととしました。

私たち「こまき市民」は、お互いに

1. 自ら進んで地域社会へ参加します。（地域社会への参加促進）

2. 差別することなく、人権を尊重します。（個人の尊厳と基本的人権の尊重）

「多文化共生のまち」をめざすためには、毎日の生活のなかで、国籍・民族・文化・言葉のちがいを認め合い、お互いが思いやり支えあう心を育てていくことが大切です。こうした心を育てていくことが、こまき市民のだれもが自立し、地域社会へ参加する輪を広げ、みんなが笑顔で暮らせるまちをつくっていくと考えます。

2. 市民一人ひとりの活動を広げていこう

“みんな「こまき市民」、助けあって笑顔で暮らせるまち”を実現するためには、市民一人ひとりが、お互いを支えあい協力しながら、身近にできることを、一つひとつ行っていくことが大切です。課題はたくさんありますが、特にこまき市民にとって大切なことを、まずは5つ取り上げ、それらを“めざすこと”としました。

そして、この5つの“めざすこと”のなかで、こまき市民それぞれが継続していくこと、新しく取り組んでいくことを、市民、企業、行政それぞれの立場から考え、それらを“挑戦すること”としました。

なお、“挑戦すること”については、こまき市民が多文化共生を具体的に推進していくため、“実行する人”も明らかにし、基本的でわかりやすい内容にしました。

こうしてまとめたものが、次のページの体系図になります。

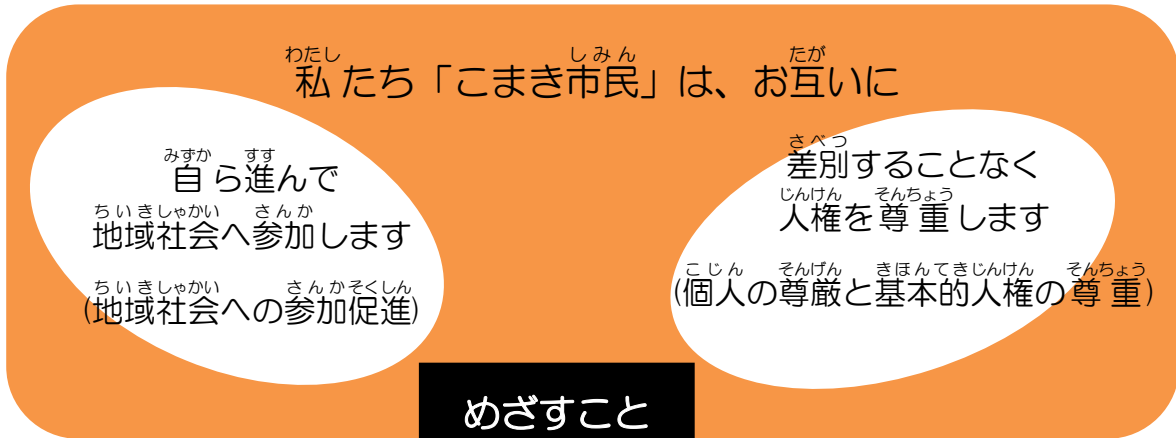
このプランの中で基本的な内容を実践することによって、課題を解決しながら、市民一人ひとりの交流の輪を広げていき、多文化共生のまちづくりを進めていきます。

3. プランの体系図

「できることを広げていこう」編 (2020~2027年度)

スローガン

みんな「こまき市民」、助けあって笑顔で暮らせるまち



めざすこと

基本目標

- めざすこと①
一人ひとりの
防災対策が
100点のまち
にします
- めざすこと②
自治会等の
活動への参加
を増やします
- めざすこと③
誰もが暮らしの
情報を知ること
ができるよう
にします
- めざすこと④
子どもたちの
「多文化共生」
を応援します
- めざすこと⑤
国籍・民族・
文化・言葉などお
互いの「ちがひ」
を学びます



できることを広げていきます

4. こまき市民一人ひとりが行動します

しみんひとり

こうどう

(1) こまきの現状

市では、生活情報誌などに特集記事を掲載するなどの方法で、ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・やさしい日本語の5つの言語により、地震・火事・大雨などの防災に関する情報を提供しています。

また、防災情報メール配信サービスや、119番通報などの多言語化も進めてきました。

災害時に外国人市民を支援するため、市が国際交流協会(KIA)に委託し、災害時外国人支援ボランティアを育成しており、今後も継続して取り組みを進めていくことが求められます。

(2) こまきの課題

こまき調査から、地震・火事・大雨などの時に、「逃げる場所(避難場所)を知らない」「どこに連絡していいかわからない」方が多く、特に第2回こまき調査では、言葉がわからないために「救急車や消防車を呼べない」方は減っているものの、「情報が得られない」方が多いことがわかりました。

特に、地震がない国から日本に来た外国人市民にとっては、経験がないために何をしたらよいかわかりません。日本語がわかる外国人市民にとっても、地震・火事・大雨などが起きたときはとても不安なものです。

(3) めざすことを考えた理由

防災対策は、人の命にかかわる大切なことであり、その中でも日頃から地域の住民同士が顔見知りであることが重要なポイントであると考えました。

めざすこと①

一人ひとりの防災対策が
ぼうさいたいさく

100点のまちにします

課題の解決にむけて、挑戦すること

実行する人		挑戦すること
市民	日本人市民 外国人市民	<ul style="list-style-type: none"> 地域や関係機関、市などの防災訓練や防災に関する講座への参加を呼びかけます。 地域や関係機関、市が行なう防災訓練を外国人市民も理解できるように通訳や企画・運営などをサポートします。 コミュニティの集まりなどの際に、「防災対策チラシ」を配ります。
	自治会（区） ・地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地域や関係機関、市などの防災訓練や防災に関する講座への参加を呼びかけます。 外国人市民が参加しやすい防災訓練を行います。 地域の防災訓練の時に「防災対策チラシ」を配ります。
	国際交流協会 （K I A）	<ul style="list-style-type: none"> 地域や関係機関、市などの防災訓練や防災に関する講座への参加を外国人市民に呼びかけます。 外国人市民対象の防災訓練を実施することにより、外国人市民の防災に対する意識の醸成を図ります。 災害時における外国人市民の支援体制について検討します。 主催事業参加者に「防災対策チラシ」を配ります。
企業	<ul style="list-style-type: none"> 地域や関係機関、市などの防災訓練や防災に関する講座への参加を従業員に呼びかけます。 自治会（区）と協力し、地域の防災訓練を行います。 従業員に「防災対策チラシ」を配ります。 	
商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> 地域や関係機関、市などの防災訓練や防災に関する講座への参加を会員事業所に呼びかけます。 外国人市民を雇用する会員事業所に対し、従業員に「防災対策チラシ」を配るよう呼びかけます。 	

<p>多文化共生 推進室</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防災危機管理課と協力し、災害の時の避難場所のお知らせなどの防災情報を外国語版生活情報誌や外国人市民向けホームページにのせます。 外国人集住都市会議などと連携し、災害の時の外国人市民の現状にあった支援体制をつくります。 災害時外国人支援ボランティアを育成します。
<p>市 防災危機管理課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外国人市民の現状にあった災害時における支援体制をつくります。 災害時に必要な情報を多言語化またはやさしい日本語で迅速に提供できるよう、非常配備態勢を見直します。 避難場所をホームページでわかりやすく伝えるようにします。 防災をテーマにした簡単な内容の講座メニューをつくります。 地域の防災訓練で、日本人市民と外国人市民が協力して取り組めるよう、外国人市民にも参加を呼びかけます。 地域の防災訓練の時に、外国人市民リーダーを発掘します。 防災情報メール配信サービスの案内を含めた「防災対策チラシ」を外国人市民の意見も取り入れて多言語で作成します。 「防災対策チラシ」を外国人市民向けホームページからダウンロードできるようにします。 「防災対策チラシ」を市内各公共施設に配ります。
<p>市民窓口課 各市民センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> 転入手続きの時に「防災対策チラシ」を配ります。
<p>幼児教育・ 保育課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保育園・幼稚園で「防災対策チラシ」を配ります。
<p>学校教育課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校で防災に関する情報を伝えます。

(1) こまきの現状

市内には、地域に住む一人ひとりがお互いに協力し合い、住みよい地域社会をめざしてつくられた自治会(区)をはじめ、地域の各種団体や住民が連携協力し、様々な分野で地域課題の解決などに向けて、知恵と力を出し合う地域協議会などの地域コミュニティ組織があります。それぞれの地域では、地域の盆踊りや桃花台まつりなど、大小はありますが、行事やイベントなどを通じて、住民同士が交流を深めたり、地域を暮らしやすくする取り組みなど、さまざまな活動を行っています。

しかしながら、自治会加入率は約81%で、近年下がる傾向にあります。

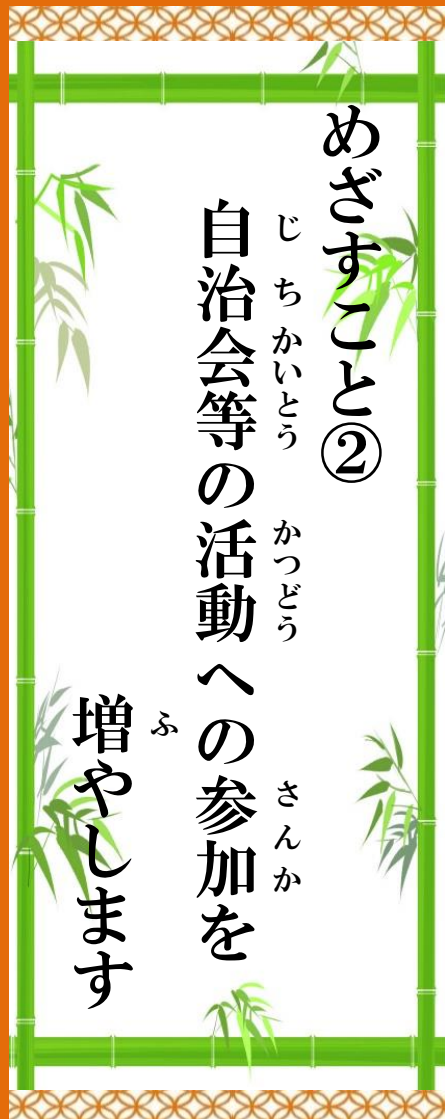
(2) こまきの課題

第2回こまき調査からは、外国人市民の約74%の方が自治会(区)に加入していないことや、自治会(区)を知らない外国人市民が増えていることがわかりました。一方で、自治会(区)に加入している外国人市民の約88%が地域の活動に参加しており、自治会(区)への加入が地域活動への参加のきっかけとなっていることがわかりました。

また、外国人市民も日本人市民も、お互い住民同士のつながりの必要性を感じていることも、こまき調査からわかりました。つまり、日頃からの近所のつながりをつくる自治会の活動が、地域では求められているのです。

(3) めざすことを考えた理由

自治会という組織がない国で育った外国人市民にとって、その役割を理解するには、時間が必要です。みんなが、こまき市民の一員として地域の活動に積極的に参加することは、自治会の活動を知るよいきっかけとなります。自治会(区)へ参加する市民が多くなることで、誰もが助けあって笑顔で暮らせるまちになると考えました。



課題の解決にむけて、挑戦すること

実行する人		挑戦すること
市民	日本人市民 外国人市民	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等の行事への参加を呼びかけます。 自治会等の行事を行う時に、外国人市民にも理解できるよう翻訳、通訳や企画・運営をサポートします。 コミュニティの集まりなどの時に「自治会のしおり」を配り、自治会(区)への参加を呼びかけます。
	自治会(区) ・地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> 行事やイベントを行う時に、企画段階から外国人市民に参加を呼びかけます。 誰でも参加可能な行事やイベントを開催します。 行事のお知らせを多言語ややさしい日本語、イラストなどでつくります。 外国人市民や外国人のコミュニティ等と協力し、多くの外国人市民が自治会等の行事やイベントに参加できる場を作ります。
	国際交流協会 (K I A)	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等の行事への参加を呼びかけます。 自治会等の行事を行う時に、外国人市民も理解できるよう通訳などをサポートします。
企業	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等の行事への参加を従業員に呼びかけます。 従業員に「自治会のしおり」を配ります。 	
商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> 会員事業所に対し、自治会等の行事に参加するよう呼びかけます。 会員事業所に対し、従業員に「自治会のしおり」を配るよう呼びかけます。 	
市	自治会支援室	<ul style="list-style-type: none"> 自治会の役割と加入について、外国人市民にもわかりやすく説明した「自治会のしおり」を多言語で作成します。 外国人市民の自治会(区)に対する理解や加入を促進するため、「自治会のしおり」(多言語版)を各区に配ります。 「自治会のしおり」を外国人市民向けホームページからダウンロードできるようにします。
	保健センター	<ul style="list-style-type: none"> 保健連絡員が企画する地区行事(地区健康展など)について、やさしい日本語でチラシを作成するなど、外国人市民が参加しやすい環境づくりをサポートします。
	市民窓口課 各市民センター	<ul style="list-style-type: none"> 転入手続きの時に「自治会のしおり」を配ります。
	建築課	<ul style="list-style-type: none"> 多言語で作成した入居説明会の資料を活用し、入居説明会の時に自治会(区)の役割と加入について説明します。

だれもが暮らしの情報を知ることが
できるようになります

めざすこと③

(1) こまきの現状

市では、「生活情報誌こまき」を、ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・やさしい日本語の5つの言語で毎月1回発行し、相談窓口や健診、税金の支払い、防災情報などの生活に必要な情報を発信しています。またホームページ上でも、「生活情報誌こまき」に掲載した生活に必要な情報を、いつでも見られるようにするため、相談窓口やごみの出し方、巡回バスなどの生活情報や、災害時に必要な情報などを掲載し、外国人市民向けに発信しています。

こまき調査によると、第1回こまき調査では、外国人市民の情報入手手段は生活情報誌やテレビが主なものとなっていました。第2回こまき調査では、インターネットやSNSによる情報入手が増えており、生活に必要な情報を得る主な手段が変化しています。

(2) こまきの課題

こまき調査では、市からのお知らせや回覧板などの郵便物が届いたときに、書いてある内容がわからないことがある外国人市民が6割を超えていることがわかりました。ごみ出しのルールがあることについては、ほとんどの外国人市民が知っていましたが、実際には、地域のごみ出しのルールをどう伝えていくかが、引き続き問題になっています。また、それ以外の生活に必要な情報については、定住する外国人市民が増えていく状況において、十分に伝わっていないという現状があります。

外国人市民に生活に必要な情報を伝えるためには、様々な主体がわかりやすく情報を伝える必要性を理解し、

多言語化だけでなく、やさしい日本語やイラスト等を使うなど、様々な方法で情報を発信する必要があります。

(3) めざすことを考えた理由

生活に必要な情報の多くは日本語で書かれているため、外国人市民にとってそれを理解することは、日本人市民に比べて難しくなります。そのことを、様々な主体が理解し、外国人市民にもわかりやすい情報を提供したり、外国人市民向けの情報が得られる方法を伝えたりすることが必要です。また外国人市民も、生活に必要な情報や、地域のルールなどを知ろうとすることが必要です。

これらを通じ、日本人市民と外国人市民の間の理解が進むことで、お互いの交流が生まれるきっかけになると考えました。

課題の解決にむけて、挑戦すること

実行する人		挑戦すること
市民	日本人市民 外国人市民	<ul style="list-style-type: none"> • 地域のごみ掃除、ごみ集積場清掃などへの参加を呼びかけます。 • 外国人市民が、生活に必要な情報やルール、どのように情報を収集するかなどを学ぶ機会を作ります。 • コミュニティの集まりなどのときに、市がつくった外国人市民向けホームページの案内チラシを配ります。
	自治会（区） ・地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> • ごみ集積場に、市がつくったごみ分別の説明板を掲示します。（多言語やさしい日本語、イラストなどで説明したもの） • 地域の外国人市民が、生活に必要な情報やルール、どのように情報を収集するかなどを学ぶ機会を作ります。 • 外国人市民に、外国人市民向けホームページの案内チラシを配ります。
	国際交流協会 (KIA)	<ul style="list-style-type: none"> • 外国人市民を対象に「資源・ごみの分け方と出し方」についての講座を開催します。 • 日本語を学びたい外国人市民の意見も聞きながら、日本語教室を拡充させます。
企業	<ul style="list-style-type: none"> • 外国人市民の働く職場のごみ箱などに、やさしい日本語や多言語、イラスト等でごみの分別方法などを掲示します。 • 従業員に外国人市民向けホームページの案内チラシやごみ出しルールに関する情報（ごみ政策課の2項目目を参照）を知らせます。 • 通訳の雇用を始め、電話通訳や自動翻訳機などを必要に応じて活用し、従業員に多言語で対応します。 • 日本語を学びたい従業員やその家族に日本語を学ぶ機会を作ったり、従業員やその家族が学んでいる日本語教室を支援したりします。 	

<p>しょうこうかいぎしょ 商工会議所</p>	<ul style="list-style-type: none"> こまきさんぎょうふえすたなどのかいじょうあんないやごみばこをせつちするときなどに、やさしいにほんごやたげんご、いらすと等を使います。 がいこくじんしみんをこようするかいいんじぎょうしょにたいし、じゅうぎょういんにがいこくじんしみん向けホームページのあんないちらしやごみだしルールに関するじょうほうを知らせるよう呼びかけます。
<p>ぜんちょう 全庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや各種かんないぶんしょ・着板にルビをふるなど、やさしいにほんごかたげんごを進めます。 がいこくじんしみんのりようが多いてつづについては、りようほうほうしんせいしよるいの説明・きにゅうれい、やさしいにほんごかたげんごを進めます。
<p>かくしせつかんりしや 各施設管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> やさしいにほんごやたげんご、いらすと等を使い、がいこくじんしみんにもわかりやすいしせつないあんないひょうじを行います。
<p>そうむか 総務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ほんちょうしやひがしちやうしやうけつけがいこくじんしみん向けホームページのあんないちらしをくばります。
<p>ざいせいにか しみんぜいか 財政課 市民税課 ほけんいりようか 保険医療課 しみんまどぐちか 市民窓口課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ぜいづかみちしゆくかくていしんこくいりようせいどねんきんせいどこくみんけんこうほけんかいごほけんや子どもいりようをやさしくせつめいしたしりょうをつくり、がいこくごほんせいかつじょうほうしがいこくじんしみん向けホームページにのせます。
<p>していぶんもーしょんか シティプロモーション課</p>	<ul style="list-style-type: none"> たんとうぎやうじいべんとかいじょうあんないばこをせつちするときに、やさしいにほんごやたげんご、いらすと等を使います。
<p>しみんあんぜんか 市民安全課</p>	<ul style="list-style-type: none"> こま困ったときそうだんできるよう、がいこくじんしみんむけほうりつそうだんとうのじょうほうを知らせします。
<p>たぶんかきやうせいすいしんしつ 多文化共生推進室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ(Life Informationのページ)にがいこくじんしみんせいかつに必要なじょうほうなどをけいさいしてがいこくじんしみん向けホームページを作り、PRちらしを作ります。 つうやくこようはじじどうほんやくきなどをひつようおうじてかつようらいちやうにするがいこくじんしみんたげんごたいおうします。 じどうほんやくきとうおひとかつよう しないにほんごきやうしつはあくひつようじょうほうていきやうにほんごを受講したいがいこくじんしみんににほんごきやうしつあんない がいこくじんしみんむけせいかつひつようじょうほうるにどのようにじょうほうをしゅうしゅうするかをやさしいにほんごではなしこうざかいほう がいこくじんしみん向けホームページのあんないちらしまどぐちはいふもにかくこうきやうしせつくば

<p>ごみ政策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資源・ごみの分け方と出し方、ごみカレンダー、早見表の情報が掲載された既存の外国語版7ヶ国語、やさしい日本語版のごみ分別アプリについて、外国人市民が必要とする情報に見直します。 ・外国人市民向けホームページにごみ出しルールに関する情報（概要版、アプリ等）を多言語で提供し、紙媒体とあわせて外国人市民へ広くお知らせします。 ・ごみ集積場に掲示するための案内文を多言語で作ります。
<p>保健センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診、がん検診で外国人市民向けホームページの案内チラシを配ります。
<p>市民窓口課 各市民センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・転入手続きの時に外国人市民向けホームページの案内チラシやごみ出しルールに関する情報を配ります。
<p>建築課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の入居説明会の時に外国人市民向けホームページの案内チラシを配ります。 ・市営住宅の入居説明会の時にごみ出しルールに関する情報、地域での清掃活動について説明します。
<p>消防総務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災訓練の時に外国人市民向けホームページの案内チラシを配ります。



(1) こまきの現状 げんじょう

保健センターでは全国に先駆けて、外国にルーツを持つ赤ちゃんとそのお母さんや家族を応援するために、1998年度からポルトガル語・スペイン語の通訳が働いています。

また、外国にルーツを持つ子どもが多い市内の公立保育園や小・中学校、児童クラブでは、日本語がわからない子どもをサポートしています。2010年度には、日本語のできない子どものために、日本語を集中的に学ぶ教室(ブレクラス)「にじっこ教室」が大城小学校内にできました。

こうした外国にルーツを持つ子どものために市内の小・中学校で担当する先生たちは、外国人児童生徒連絡協議会をつくりました。1997年度からこの協議会では、学校での指導方法の研究をしたり、多言語で進路説明会を行ったりしています。

(2) こまきの課題 かだい

市内に暮らす外国籍の市民のうち、約5人に1人は、0歳から19歳までの子どもです。また、現在は子どもを母国から呼び寄せる親が多くなっており、慣れない土地や文化の中での子育てのサポートと、子どもの日本への適応を支援することが課題です。

また、外国にルーツを持つ子どものなかには、外国人学校などに通う子どももいます。義務教育の対象でないことで学校に行っていない子どもをなくすため、さまざまな教育のサポートが必要です。

(3) めざすことを考えた理由 かんが りゆう

外国にルーツを持つ子どもが、自分のルーツに自信を持ち、堂々と自分の名前(本名)を使って、笑顔で暮らせることは、とても大切です。「多文化共生のまちづくり」を進めるなか、子どもの頃から多文化共生を学ぶことが重要であると考えました。

課題の解決にむけて、挑戦すること

実行する人		挑戦すること
市民	日本人市民 外国人市民	<ul style="list-style-type: none"> 地域や関係機関、市が行う子どもが母国や外国の文化・習慣を学び「多文化共生」を知ることのできる行事の翻訳や企画・運営をサポートし、子どもの参加を呼びかけます。
	自治会（区） ・地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが母語や外国の文化・習慣を学ぶことのできる行事を企画し、参加を呼びかけます。 まつりやイベントで、外国人市民の子どもが参加できる場を作ります。 外国人市民の保護者も理解できる、子育てが学べる事業を行います。
	国際交流協会 （KIA）	<ul style="list-style-type: none"> 外国にルーツを持つ小学校入学直前の児童のプレスクールを充実していきます。 外国人児童と日本人児童が交流する中で、母国や外国の文化・習慣を学ぶことのできる場を提供します。 外国人市民の保護者も理解できる、子育てが学べる事業を行います。
企業	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが参加できる自治会の行事への参加を従業員に呼びかけます。 子どもを母国から呼び寄せる従業員に「就学ガイド」を配ります。 	
商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> 会員事業所に対し、子どもが参加できる自治会の行事などに参加するよう呼びかけます。 会員事業所に対し、従業員が子どもを母国から呼び寄せる時に、「就学ガイド」を配るよう呼びかけます。 	
小牧警察署	<ul style="list-style-type: none"> 市内にある学校など、子どもが集まる場で、外国人市民の子どもが理解できる交通安全や非行防止の講話を行います。 	
市	広報広聴課	<ul style="list-style-type: none"> 「小牧市子育てサイト」を多言語で表示しPRします。
	多文化共生推進室	<ul style="list-style-type: none"> 「小牧市子育てサイト」との相互リンクを外国人市民向けホームページに追加します。
	保健センター	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診、赤ちゃん訪問で「小牧市子育てサイト」のPRチラシを配ります。

<p>保健センター 子育て世代包括 支援センター</p>	<p>・乳幼児相談で必要な時には、母国の育児方法、離乳食、食生活習慣などを尊重しながら対応します。</p>
<p>市民窓口課 各市民センター</p>	<p>・転入手続きの時に「小牧市子育てサイト」のPRチラシや「就学ガイド」を配ります。</p>
<p>こども政策課</p>	<p>・「小牧市子育てサイト」のPRチラシをやさしい日本語や多言語で作成し、外国人市民向けホームページに掲載します。</p>
<p>多世代交流 プラザ準備室</p>	<p>・児童館で子どもや子育て期の親が、母国や外国の文化・習慣を学び「多文化共生」を知ることでできる活動を行います。</p>
<p>幼児教育・ 保育課 学校教育課</p>	<p>・学校等で開催する行事において、日本人市民と外国人市民が参加する機会を提供します。 ・国際交流協会(KIA)が行うプレスクールの充実に協力します。</p>
<p>建築課</p>	<p>・市営住宅の入居説明会の時に「小牧市子育てサイト」のPRチラシを配り、内容を説明します。</p>
<p>市</p>	<p>・外国人児童生徒連絡協議会と協力し、外国人市民の子どもの教育の環境をよりよくします。 ・日本人市民と外国人市民の子どもが文化・習慣を学ぶ取り組みを行います。 ・にじっこ教室(日本語初期指導教室)や語学相談員等を充実させ、子どもたちの日本語能力の向上に努めます。 ・日本の学校制度などがわかる「就学ガイド」を外国人市民向けホームページからダウンロードできるようにします。 ・「就学ガイド」を公共施設で配り、就学を勧めます。 ・外国人市民の子どもの就学実態を把握し、不就学者へ就学を勧めます。 ・NPO組織等と連携し、外国人市民の子どもに対する学習支援の取り組みを支援します。</p>
<p>図書館</p>	<p>・外国人市民の親や子どもに読み聞かせができるような絵本を収集し、母語や母文化などに子どもが親しめるようにします。 ・ブックスタート事業において、配布用リーフレットを多言語で対応すると共に、配布絵本のあらすじを多言語で作成し、外国人の「読み聞かせ」の普及を図ります。</p>

(1) こまきの現状

市民の約16人に1人が外国籍の市民です。特に20歳～30歳代に限れば、約8人に1人が外国籍の市民となっています。また、その国籍も多様化しており、現在では59カ国になります。

いろいろな国の人がこまき市民として市内で暮らしているなかで、国際交流協会(KIA)では、国際交流ふれあいフェスタなど、多文化共生をテーマにした交流を行っています。さまざまな国の言葉、料理などの文化や習慣などを学ぶことができる講座もあります。

(2) こまきの課題

第2回こまき調査では、日本で生活するなかで差別された経験があると答えた外国人市民は、第1回こまき調査に比べ約9%減少しましたが、いまだに約49%いました。一方で、約69%の外国人市民が、「日本人と同じ地域の住民として交流し、仲良く暮らしていきたい」と答えており、日本人市民も、約60%が同じ想いを持っていることがわかりました。また、自宅の近くで外国人市民と接する日本人市民が増えており、外国人市民がより身近な存在になっていることがわかりました。

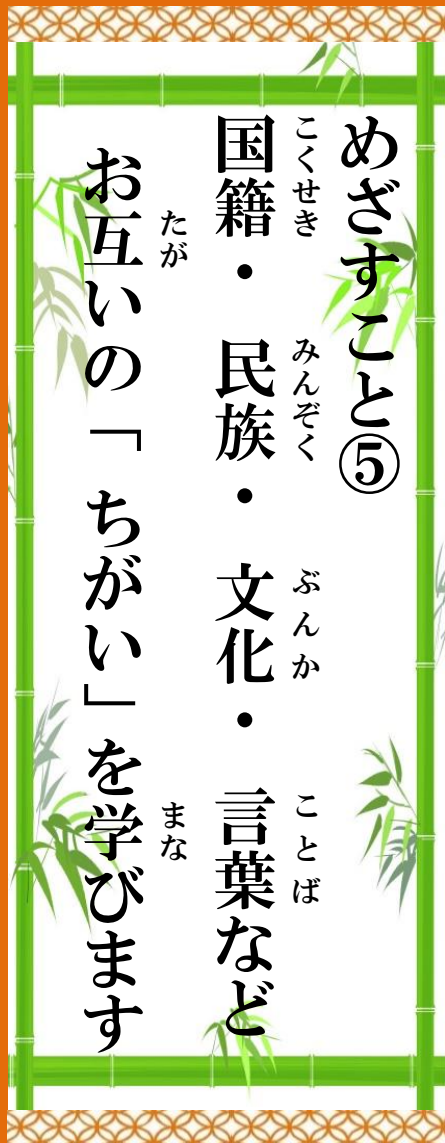
つまり、多くのこまき市民は、同じ願いを持ち、同じ地域で暮らしているのです。

(3) めざすことを考えた理由

日本人市民も外国人市民も「交流し、仲良く暮らしたい」と願いながらも、実現できないのは「知らない」

ことが原因だと考えました。まずは、お互いを知ることと、そのきっかけをたくさんつくる必要があります。

こまき市民がお互いを知ること、国籍・民族・文化・言葉の「ちがい」も知ることができると考えました。



かだい かいけつ ちょうせん 課題の解決にむけて、挑戦すること

じっこう 実行する人		ちょうせん 挑戦すること
市民	にほんじんしみん 日本人市民 がいこくじんしみん 外国人市民	<ul style="list-style-type: none"> ちいき かんけいきかん し がいこく ぶんか しゅうかん まな たぶんかきょうせい たいせつ 地域や関係機関、市が外国の文化・習慣を学び、多文化共生の大切 さを知ることのできる行事を行う時に、外国人市民にも理解でき るよう翻訳、通訳や企画・運営をサポートします。 にほんご ぶん な がいこくじんしみん こミュニケーションに、やさしい 日本語の不慣れな外国人市民とのコミュニケーションに、やさしい 日本語や多言語を使います。
	じちかい 自治会（区） ちいききょうぎかい 地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> にほんじんしみん がいこく ぶんか しゅうかん せいど まな たぶんかきょうせい たいせつ 日本人市民が外国の文化・習慣・制度を学び、多文化共生の大切 さを知ることのできる機会を作ります。
	こくさいこうりゅう 国際交流 きょうかい 協会 (K I A)	<ul style="list-style-type: none"> しみん がいこくじんしみん しゅうしんこく しよく とお まな 市民まつりで、外国人市民の出身国の食を紹介し、食を通して学 ぶ機会を作ります。 がいこく ほこく にほん ぶんか しゅうかん せいど まな たぶんかきょうせい たいせつ 外国や母国、日本の文化・習慣・制度を学び、多文化共生の大切 さを知ることのできる行事の充実をめざします。 がいこく ほこく にほん ぶんか しゅうかん せいど まな たぶんかきょうせい たいせつ 外国や母国、日本の文化・習慣・制度を学び、多文化共生の大切 さを知ることのできる行事に、中高生などの若い世代や外国人の 学生も参加できるよう工夫します。 ちいき しゅたい がいこく ぶんか しゅうかん まな たぶんかきょうせい たいせつ 地域が主体となった、外国の文化・習慣を学び、多文化共生の大切 さを知ることのできる行事を行う時に、外国人市民にも理解でき るよう通訳や企画・運営などをサポートします。 つうやく ぼらん てい あ ぶん 通訳ボランティアを増やします。
	だいがく 大学	<ul style="list-style-type: none"> がいこく ほこく にほん ぶんか しゅうかん せいど まな たぶんかきょうせい たいせつ 外国や母国、日本の文化・習慣・制度を学び、多文化共生の大切 さを知ることのできる行事に、中高生などの若い世代や外国人の 学生も参加できるよう工夫します。
	きぎょう 企業	<ul style="list-style-type: none"> しゃないほう がいこくじんしゃいん しゅうしんこくしやうかい こーなー 社内報に外国人社員の出身国紹介コーナーをつくるなど、社員 同士の理解促進を図ります。
	しょうこうかいぎしよ 商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ちいき かんけいきかん し など(しゅき) がいこくじん ぶんか しゅうかん まな 地域や関係機関、市などが主催する「外国人の文化習慣を学ぶこと ができる場づくり」をサポートします。
	こまきはいさつしよ 小牧警察署	<ul style="list-style-type: none"> がいこくじんしみん はたら きぎょう たぶんかきょうせい たいせつ りかい 外国人市民が働く企業などにおいて、多文化共生の大切さを理解 できる防犯や交通安全の講話を行います。

<p>ひしょせいさくか 秘書政策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小牧市まちづくり推進計画を外国語版生活情報誌にのせるなど、市の取り組みを紹介しします。
<p>こうほうこうちようか 広報広聴課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民の声」（市に対する意見・要望など）をやさしい日本語などで対応しします。
<p>じんじか 人事課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修のプログラムのなかに「多文化共生研修」を取り入れて、職員の意識を高めまます。 ・職員研修として行う「多文化共生研修」の中で、やさしい日本語について学びまます。
<p>そうむか 総務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プランとプラン（ダイジェスト版）を情報公開コーナーに設置しまます。
<p>しみんあんぜんか 市民安全課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生の大切さを理解した防犯や交通安全に関する出前講座を行いまます。
<p>市し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生の内容を特集し、外国語版生活情報誌にのせます。 ・外国語版生活情報誌に、プラン実行に関する取り組みを紹介しまます。 ・外国人市民の声を市政に取り入れることができる仕組みを検討しまます。 ・庁内の各課において多言語で作成した翻訳資料を整理し、庁内で翻訳資料が共有できるような仕組みをつくりまます。あわせて、やさしい日本語や多言語での資料づくりをサポートしまます。 ・プラン実行に関係するパンフレットなどを積極的にホームページにのせて、多文化共生に関する情報を充実させまます。 ・多文化共生に関するセミナーを開催しまます。 ・外国人市民の審議会や協議会への参加を呼びかけまます。 ・プランやプラン（ダイジェスト版）を広く活用できるよう、窓口及び各公共施設に配布するとともにホームページからダウンロードできるようにしまます。 ・あいち医療通訳推進システムを医師会等にPRしまます。
<p>ほけんせんたー 保健センター こそだまだい 子育て世代 ほうかつしえん 包括支援 せんたー センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母国の習慣を尊重しながら、日本における健康的な生活習慣や食習慣を紹介する場をつくりまます。
<p>しみんまどぐちか 市民窓口課 かくしみんせんたー 各市民センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・転入手続きの時に「プラン（ダイジェスト版）」を配りまます。

市し	ようしきょういく 幼児教育・ ほいくか 保育課 がっこうきょういくか 学校教育課	・ しょうちゅうがっこう ようちえん ほいくえん しょくいん などをたいしょうにした「多文化共生」をまなぶことができるばつをつくります。
	けんちくか 建築課	・ しえいじゅうたく にゅうきよせつめいかい とぎに「プラン(ダイジェスト版)」をくばります。
	いしつか 医事課	・ しんりょうもうしこみしょ にゅういんあんない にゅういんもうしこみしょ かんじや ひつよう かくしゅ 様式をたげんごでよういします。 ・ たげんご かんじや たいおう いるりょうつうやくきーびす どうにゅう かつよう します。



だい しょう
第3章

プランの^{すいしん}推進とその^{たいせい}体制

1. 実施主体の役割

多文化共生の推進にあたって、各主体の基本的な役割を下の表に示しました。

主体	役割
日本人市民 外国人市民	<ul style="list-style-type: none"> 日本人市民：外国の文化、生活習慣の理解及び積極的な交流活動の参加 外国人市民：日本語の習得、自治会など地域の活動への参加、外国人市民と日本人・行政への橋渡し
自治会（区） ・地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> 外国人市民を巻き込んだ地域社会の参画の呼びかけ 地域の共生の困りごとの把握とその対応
国際交流協会 (KIA)	<ul style="list-style-type: none"> 行政と多文化共生の活動に取り組む市民の間のネットワーク構築 市民間の異文化交流の推進
企業	<ul style="list-style-type: none"> 労働関係法令の遵守、外国人労働者の地域社会適応への取り組み
商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> 会員企業への自治会活動参加、交流イベント参加の呼びかけ
小牧市	<ul style="list-style-type: none"> 市全体の多文化共生施策の推進 通訳配置などの行政サービスの提供
大学・日本語学校	<ul style="list-style-type: none"> 学生による多文化共生の活動促進と地域での共有 日本語学習者への学習ニーズ対応と生活情報の提供
警察	<ul style="list-style-type: none"> 安全安心な暮らしのための防犯や交通安全の講話と情報発信

また各主体は、上記の役割を果たすとともに、互いに連携して助け合うことで、多文化共生を推進していきます。

2. 位置づけ

このプランは「小牧市まちづくり推進計画」の下位計画として、基本施策に位置づけられた「多文化共生」を推進するための個別計画です。プランの策定及び推進にあたっては「小牧市まちづくり推進計画」や他の計画との整合を図っていきます。

また「小牧市まちづくり推進計画」においては、「多文化共生」の推進はSDGs（持続可能な開発目標）が掲げる下記の目標と合致しており、これらを踏まえたくて取り組みを進めていきます。



【SDGsと「めざすこと」の対応】

目標 (ゴール)	目標の内容	対応する 「めざすこと」
目標4	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	④⑤
目標8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。	③
目標10	各国内及び各国間の不平等を是正する。	②③⑤
目標11	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	①
目標12	持続可能な生産消費形態を確保する。	⑤
目標16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任ある包摂的な制度を構築する。	①②③④⑤
目標17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化	①②③④⑤

3. 計画期間

このプランは、2020年度から2027年度までの8年間を計画期間とします。またこのプランの見直しは小牧市が実施する進捗状況の確認と、市民ワークショップの意見により行うこととします。

4. 推進体制と評価体制（進み具合の測りかた）

4-1. 推進体制

市では、多文化共生推進室が中心となり、市及び市以外の各主体が「挑戦すること」の各項目を達成しているかを、可能な限り調査します。各主体への調査ができない項目については、日本人市民と外国人市民によるワークショップを下記スケジュールにより実施して把握に努め、調査を補完します。

これらの調査等を通じ、拡充や新たな対応が必要な項目があれば、柔軟に検討します。また把握した達成状況（進捗率）等については、年に1回、多文化共生推進委員会へ報告するとともに、ホームページ上に公表します。

【計画期間】

2019年 令和元年	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年	2023年 令和5年	2024年 令和6年	2025年 令和7年	2026年 令和8年	2027年 令和9年
さくてい 策定	市民ワークショップ	→					市民アンケート調査	改定プランの検討

4-2. 評価体制 ひょうかたいせい

このプランを評価する際は、日本人市民と外国人市民に対し、アンケート調査を実施します。アンケート調査では、プランの「基本的な考え方」や「めざすこと」の達成度を測る指標と目標を定め、他の調査等から得られる指標や推進体制のサイクルにより公表する「挑戦すること」の進捗率とあわせて、プランを評価します。

◆基本的な考え方 きほんてき かんが かつ

私たち 「こまき市民」 は、お互いに	指標（アンケート項目等）	目標	こまき調査	
			第2回 (2018年)	第1回 (2010年)
自ら進んで地域 社会へ参加しま す (地域社会への 参加促進)	あなたは、区・自治会の活動（まちの掃除 や防犯の活動など）や地域のお祭りなど、 地域の活動に参加していますか。 ※外国人市民「よく参加している」「とき どき参加している」の計	↑	20.8%	—
差別することな く人権を尊重し ます (個人の尊厳と 基本的人権の 尊重)	あなたは外国人であることで差別された と感じることはありますか。 ※外国人市民「ある」「どちらかといえば ある」の計	↓	49.0%	58.2%
—	あなたは、小牧市多文化共生推進プラン を知っていますか。 ※日本人市民（上段）・外国人市民（下段） 『めざすこと』も含め、詳しく知って いる」「スローガンだけは知っている」 「プランがあることは知っている」の 計	↑	21.6% 12.3%	—

◆めざすこと（基本目標）

	指標（アンケート項目等）	目標	こまき調査	
			第2回 （2018年）	第1回 （2010年）
一人ひとりの 防災対策が10 0点のまにに します	地震・火事・事件・事故などの災害のとき、 あなたが困ることはありますか。 ※外国人市民「困ることはない」の計	↑	39.4%	36.1%
自治会等の活動 への参加を増や します	あなたは、区・自治会に加入していますか。 ※外国人市民「加入している」の計	↑	23.9%	25.9%
誰もが暮らしの 情報を知ること ができるように します	あなたは市からのお知らせや回覧などの 郵便物が届いたときに、書いてある内容が 分からないことはありますか。 ※外国人市民「ある」「ときどきある」の 計	↓	65.3%	64.2%
子どもたちの 「多文化共生」 を応援します	日本の小学校・中学校に通っていない子 ども（外国人学校に通っている子どもを除 く）（※）	0	7	6
	外国人生徒の中学卒業後の進学率（※）	↑	84.4%（※）	—
国籍・民族・ 文化・言葉など お互いの「ちが い」を学びます	あなたは、今後、小牧市で外国人市民 （日本人市民）とどのように交流したい と思いますか。 ※日本人市民（上段）・外国人市民（下段） 「同じ地域住民として交流し、仲良く 暮らしていきたい。」の計	↑	59.9% 69.4%	56.2% 72.9%

（※）の項目は、こまき調査とは別に指標値を把握します。



だい しょう
第4章
しりょうへん
資料編

こまきしたぶんかきょうせいきょうぎかい 1. 小牧市多文化共生協議会

◆こまきしたぶんかきょうせいきょうぎかいせっちょうこう 小牧市多文化共生協議会設置要綱

（平成31年3月31日
30小シ第1855号）

（設置）

第1条 小牧市多文化共生推進プラン【第2次プラン】（以下「プラン」という。）の策定にあたり、市民、企業及び地域の意見を聴くため、小牧市多文化共生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、プランの策定に関し必要な事項を検討するものとする。

（組織等）

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 外国人の雇用に関わる企業等の役員、従業員等
- (3) 地域における多文化共生に係る活動を行っている団体の役員及びその構成員
- (4) 市の多文化共生事業に携わる者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員は、プランが策定された日をもって解任されるものとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、多文化共生推進室において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

- この要綱は、平成31年3月31日から施行する。
- この要綱は、第3条第3項に規定する委員の解任の日をもってその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

◆小牧市多文化共生協議会委員名簿（プラン策定時（令和2年2月3日現在））

氏名	所属	
(1) 学識経験者		
近藤 敦	名城大学	法学部教授
(2) 外国人の雇用に関わる企業等の役員、従業員等		
肥田野 良政	小牧商工会議所推薦	ドリフ株式会社
川津 英司	小牧国際化問題連絡協議会	住友理工株式会社
(3) 地域における多文化共生に係る活動を行っている団体の役員及びその構成員		
小柳 松夫	小牧市区長会	篠岡地区会長
前田 伸博		北里地区会長
山本 眞琴	愛知文教大学	事務局次長
髙崎 誠一	アイリス・ジャパニーズランゲージスクール	教務主任
須崎 弘子	小牧市国際交流協会	事務局長
平坂 礼子	小牧市国際交流協会推薦	ボランティア
新垣 あけみ		ボランティア
(4) 市の多文化共生事業に携わる者		
坂本 佳織	外国人相談員	多文化共生推進室
小椋 二三代	語学相談員	学校教育課
(5) その他市長が必要と認める者		
清水 千佳	公募委員	
中村 豊子		
山本 順大		
栗木 健二	小牧市教育委員会学校教育課	指導主事
林 浩之	小牧市市民生活部	次長

2. たぶんかきょうせいすいしんいんかい 多文化共生推進委員会

◆ たぶんかきょうせいすいしんいんかいせっちようこう 多文化共生推進委員会設置要綱

平成18年3月31日
17小総第2130号

(設置)

第1条 市内に在住する外国人が地域において住民と共生し、健やかな生活を送るための施策を
庁内各課が連携し協議するため、多文化共生推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 推進委員会は、前条の目的を達成するため次の事項について協議する。

- (1) 庁内各課相互の情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 多文化共生に関する庁内各課の所掌事務の明確化に関すること。
- (3) 多文化共生を推進するための課題等に関すること。
- (4) 多文化共生プランの策定及び進捗管理に関すること。
- (5) その他多文化共生の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、市民生活部次長をもって充て、推進委員会を総括する。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(実務担当者会議)

第4条 推進委員会に実務担当者会議を置き、実務担当者会議は、議長及び実務担当者をもって組織する。

2 実務担当者会議は、次の事務を処理する。

- (1) 推進委員会に付議する事項に関する企画、調査及び検討
- (2) 推進委員会から指示された事項の調査及び検討
- (3) その他推進委員会を補助するために必要な業務

3 議長は、多文化共生推進室長をもって充て、実務担当者会議を総括する。

4 実務担当者は、別表第2に掲げる課等に所属する者(係長職以上の職にある者又は多文化共生
関連政策担当者に限る。)のうちから議長の指定する者をもって充てる。

(部会)

第5条 特定の事項につき詳細な調査及び研究を行うため、推進委員会に部会を置くことができる。
(招集等)

第6条 推進委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、推進委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、多文化共生推進室において処理する。
(成果報告)

第8条 委員長は、必要に応じ業務の進行状況を市長に報告するとともに、業務を完了したときは、速やかにその成果を市長に報告するものとする。
(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

秘書政策課長

広報広聴課長

人事課長

総務課長

財政課長

市民税課長

収税課長

シティプロモーション課長

商工振興課長

市民安全課長

自治会支援室長

ごみ政策課長

防災危機管理課長

支え合い協働推進課長

保健センター所長

文化・スポーツ課長

福祉総務課長

地域包括ケア推進課長

保険医療課長

市民窓口課長

こども政策課長

幼児教育・保育課長

建築課長

都市計画課長

上下水道業務課長

医事課長

学校教育課長

まなび創造館長

図書館長

消防総務課長

別表第2(第4条関係)

秘書政策課

広報広聴課

人事課

総務課

財政課

市民税課

収税課

シティプロモーション課

商工振興課

市民安全課

自治会支援室

ごみ政策課

防災危機管理課

支え合い協働推進課

保健センター

文化・スポーツ課

福祉総務課

地域包括ケア推進課

保険医療課

市民窓口課

こども政策課

幼児教育・保育課

建築課

都市計画課

上下水道業務課

医事課

学校教育課

まなび創造館

図書館

消防総務課



キミと一緒に、育っていきたい。
Komaki

へんしゅう はっこう ねん がつ
編集・発行 2020年7月

こまきし しみんせいかつぶ たぶん かきょうせいすいしんしつ
小牧市 市民生活部 多文化共生推進室

〒485-8650 あいちけんこまきしほり うちさんちょうめ ほんち
愛知県小牧市堀の内三丁目1番地

でんわ だいひょう
電話：0568-72-2101（代表）

<http://www.city.komaki.aichi.jp/>